

22年より出物停止の命じりありて、
 因に、即ち内中八月に於て、
 大矢有三親、
 佐伯之功、
 双方より承諾解決あり。

に

- 一 今般所定ノ山脈ノ並ニ一四〇〇日支院
- 一 是一劃支院 (五〇〇日)
- 一 特別支院 (五〇〇日)
- 一 積支院 (五〇〇日)

④ 右支院社中畔に三支院あり、
 支院地、
 支院地、
 支院地、
 支院地、

- 一 支院者 五五 (内廿二名)
- 一 支院者 二九 (内廿八名)

支院會同の動世

支院中神田七部ノ支院ノ並ニ一四〇〇日支院あり、
 支院中神田七部ノ支院ノ並ニ一四〇〇日支院あり、
 支院中神田七部ノ支院ノ並ニ一四〇〇日支院あり、

要事事項

- 一 支院者全部ノ即時後給せしむる
- 二 臨時支院者ノ即時撤回シ休業時間、日次金給ノ支院あり
- 三 支院費用ニ在リテ、
 支院銀ノ在、
 支院銀ノ在、
 支院銀ノ在、
- 四 支院銀ノ在、
 支院銀ノ在、
 支院銀ノ在、
- 五 支院銀ノ在、
 支院銀ノ在、
 支院銀ノ在、